

京都市交通局管理規程第12号

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年3月30日

京都市公営企業管理者
交通局長 葛西 宗久

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程
京都市交通局事務処理規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「企画課」を「営業推進課」に改める。

第3条第2項の表中

「

企画総務部	総務課	庶務係長 調査係長
	企画課	管理係長 調査係長 事業企画係長 広告係長 営業企画係長
	職員課	労務給与係長 人事係長 福利厚生係長
	財務課	主計第一係長 主計第二係長 出納係長 管財契約係長

」

を

「

企画総務部	総務課	庶務係長 調査係長 企画係長
	営業推進課	営業企画係長 営業管理係長 事業企画係長 広告係長
	職員課	労務給与係長 人事係長 福利厚生係長
	財務課	主計第一係長 主計第二係長 出納係長 管財契約係長

」

に改める。

第8条総務課の項を次のように改める。

総務課

(1) 局及び部の庶務に関すること。

- (2) 経営健全化計画の実施状況の総括に関する事。
- (3) 事務事業の推進に係る総合調整に関する事。
- (4) 公営交通の在り方に関する事。
- (5) 経営分析に関する事。
- (6) 交通行政に係る連絡及び調整に関する事。ただし、他の部の所管に属するものを除く。
- (7) 京都市地下鉄5万人増客推進本部に関する事。
- (8) 運賃制度に関する事。
- (9) 無料乗車券の発行に関する事。
- (10) 庁舎管理に関する事。
- (11) エコオフィスの推進に関する事。
- (12) 外郭団体の在り方に関する事。
- (13) 議会に関する事。
- (14) 管理規程その他重要な決定書案の審査に関する事。
- (15) 文書事務に関する事。
- (16) 局例規集の編さん、加除及び貸与に関する事。
- (17) 広報及び広聴に関する事。
- (18) 訴訟及び調停に関する事。
- (19) 包括外部監査及び行政監査に関する事。
- (20) 定期監査（工事）に関する事。
- (21) 電子計算機構の全体計画の策定及び推進に関する事。
- (22) ホストコンピューターの運用管理に関する事。
- (23) ホームページの運用管理に関する事。
- (24) ICカード導入推進の総括に関する事。
- (25) スルッとKANSAI協議会との連絡及び調整に関する事。ただし、他の部の所管に属するものを除く。
- (26) 事業統計の統括に関する事。
- (27) 旅客の流動状況の調査及び分析に関する事。
- (28) 案内所の運営に関する事。
- (29) 拾得物の取扱いに関する事。

- (30) 定期券発売所業務に関する事。
- (31) 定期券発売学校の指定に関する事。
- (32) 運輸及び運送収入の調定に関する事。
- (33) 乗車券の調製、出納及び保管に関する事。
- (34) 部内他の課及び他の部の主管に属しない事。

第8条企画課の項を次のように改める。

営業推進課

- (1) 旅客誘致対策並びに増収対策に係る事業計画の策定及び推進に関する事。
- (2) お客様ニーズの把握及び分析に関する事。
- (3) 駅ナカビジネスに関する事。
- (4) 広告の取扱いに関する事。
- (5) 付帯事業の研究及び開発並びに実施に関する事。

第8条職員課の項中第22号を第23号とし、第3号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第3号として次の1号を加える。

- (3) 組織の管理に関する事。

第9条営業課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条運輸課の項中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条営業課の項第13号を削り、同項第14号を同項第13号とする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)